

質問回答

2023年7月21日

業務名称:2023年度～2026年度「緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』第2号日本語版及び英語版ならびに第3号日本語版及び英語版」
制作業務（公告日:2023年7月3日）

について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	該当頁	該当項目	質問	回答
1	p.13	「第2業務仕様書(3)②構成・テーマ③対談を掲載	対談原稿は発注者側の支給でしょうか、または、データ起こし・編集等の業務はありますか。	対談原稿は発注者が作成します。データ起こし等の業務は発生しません。
2	p.15	3. 業務内容②の原稿データの作成(以下の3種類のデータを作成)イ)発注者が編集可能な形式データ	校閲・校正済の最終 word 形式のデータと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	p.15	英語版の作成、②原稿データの作成「発注者が作成して受注者に提出した各号の各原稿(主に word 形式のデータで作成して提出)に対して、受注者は以下の業務を行う・各原稿の英訳原稿の作成～同意を得る。	2号の英語版を作成する際は、2号の日本語版の最終データを元に翻訳作業するのか。もしくは、別途、英語版用の日本語原稿が支給されるのか。英語版作成において、全ての原稿を翻訳するかまたは、一部英語原稿が支給されるケースがあるのか。あればその割合がわかればご教示ください。	2号の対談原稿については発注者が和英両方の原稿を作成しますが、それ以外の原稿については、2号の日本語版最終データを元に翻訳作業を行っていただきます。
4	p.17	英語版の配送	海外発送ですか。国内発送ですか。	基本的に国内発送を想定しておりますが、20部程度、欧米各国を中心に送付する可能性がありますので、その必要

				経費を積算に加算ください。
5	p.4	第15.(3)共同企業体、再委託について	例えば、冊子の製本を製本所に発注する場合等の協力会社への依頼は、再委託にあたりますでしょうか。もしくは、企業共同体を結成する形になりますでしょうか。	本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務の範囲内であれば再委託にあたりません。
6	p.15	第23.(1)③ISSN及びISBNの取得ならびに(2)③	ISBN取得申請を受注者が行う場合、出版社番号は受注者になりますでしょうか。もしくは、第1号のように「独立行政法人 国際協力機構」として取得する形をご想定でしょうか。また、ISBNおよびISSNはそれぞれ冊子用・オンライン用の各2種が必要でしょうか。	「③ISSN及びISBNの取得 受注者は、発注者に代わり、各号のウェブ版、印刷版それぞれに対するISSN及びISBNの取得申請を行い、取得をする。受注者は、取得した各番号を発注者に提出する。」は誤記のため、削除とします。ISSN及びISBNの取得は、発注者が行います。
7	p.15	第23.(1)⑤	印刷版の指定先への配送・残部の納品について、配送自体を日本郵便等に依頼した場合、再委託扱いとなりますでしょうか。	本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務の範囲内であれば再委託にあたりません。
8	p.15, p.16	第23.(1)②原稿データ作成ならびに(2)②	「イ)発注者が編集可能な形式のデータ」として想定されているデータの形式は何になりますでしょうか。	通号2に同じ。
9	p.16	第23.(1)②原稿データ作成	契約が複数年・長期にわたるため、書類ご提出時点で予定した翻訳者・校閲者が、契約期間中にやむを得ない事情により対応できなくなった場合、他の翻訳者・校正者にて対応することになるかと存じますが、問題ございません	原則として、公平性の観点から当初の選定対象者が業務に従事することとします。但し、やむを得ない事情で翻訳者・校閲者の交替が必要になる場合は、候補者が十分な経験・能力を有することをご説明いただき、別途協議する

			でしょうか。	ことといたします。
10	p.17, p.18	第24.(2)⑤ 本文 ならびに(4)⑤ ,(6)⑤,(8)⑤	「紙質は再生紙使用」とありますが、再生紙はマットコート紙でよいでしょうか。また、再生紙は現在生産量が激減しており、長期的な調達が難しいため、3年後の状況次第ですが、もし調達できなかった場合は、FSC 認証用紙もしくは通常用の紙でもよろしいでしょうか。	契約書に記載されている通り、事前に JICA 側の承認があれば変更することは可能です。
11	別紙 (p.43)	別添 評価表 2.(1)業務実施の基本方針 (留意点)・方法	日本語版及び英語版につき、それぞれ提出する見本誌(5 頁程度)の内容は、1 号の内容に基づき作成する形が望ましいでしょうか。もしくは、類似する実績の見本をご提出する形になりますでしょうか。	1号の内容に基づき作成して下さい。
12	別紙 (p.43)	別添 評価表 3.業務総括者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力	契約が複数年・長期にわたるため、書類ご提出時点で予定した業務統括者および業務従事者が、契約期間中にやむを得ない事情により対応できなくなった場合、担当者変更となる可能性がございますが、問題ございませんでしょうか。	原則として、公平性の観点から当初の選定対象者が業務に従事することとします。但し、やむを得ない事情で業務統括者や業務従事者の交替が必要になる場合は、候補者が十分な経験・能力を有することをご説明いただき、別途協議することといたします。

以上